

お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課
 朝日町ホームページ <http://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112
 朝日町携帯サイト <http://www.town.asahi.yamagata.jp> FAX 67-2117

平成28年分 町県民税申告相談について

2月7日(火)より本紙裏面(4ページ目)の日程で町県民税申告相談を行います。1月1日現在で朝日町に住所がある方は、朝日町に申告する義務があります。所得税や町県民税を申告すべき方が未申告の場合、未申告加算税などが課せられる場合がありますので、忘れずに申告をしてください。

所得区分	持参していただくもの
申告者(該当者)	◎印鑑 ◎マイナンバーカードまたは番号確認書類+身元確認書類(2ページ目参照) ※確定申告をされる方はそれぞれの写しも必要です ◎控除額の証明となるもの(例) <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料控除の証明書(領収書) ・農業者年金保険料掛金の証明書(領収書) ・生命保険、個人年金保険料掛金の証明書(領収書) ・地震保険料掛金証明書(領収書) ・建物共済掛金証明書(領収書)【長期のみ】 ・医療費の領収書(おおむね支払合計10万円以上) ・障害者手帳(該当者) ・雪下ろし賃金の領収書(支払合計5万円以上) ・寄附金受領証明書(ふるさと納税を含む)
給与所得がある方 (日雇い・アルバイトを含む)	◎給与、報酬、賃金などの源泉徴収票(原本) 日雇い者・アルバイト者で源泉徴収票がない方は、勤め先から収入額の証明書をもらってください。
事業所得がある方 (農業、営業、建設業等)	◎年間の収入、経費を確認できる書類 ・収支内訳書 ・帳簿(収支ノート)、領収書類
年金、恩給をもらっている方	年金以外に収入がある方、扶養等の各所得控除をする方は申告が必要です。 ◎年金の源泉徴収票
その他の所得がある方	・年間の収入、経費を確認できる書類、帳簿、領収書等

○スムーズな申告をしていただくために…

- ・農業または営業の方は「収支内訳書」や「収支ノート」を記載してきてください。
- ・収支内訳書の用紙が必要な方は、税務町民課 町民税収納係までおいでください。
- ・医療費控除のある方は個人ごとに集計をしてきてください。
- ・申告相談開催中(2月7日～3月14日)は、担当職員が申告会場に出ているため、申告に関する相談や問合せ等は1月中にお願いします。税務署での相談や、税理士会主催の無料相談会等もご利用ください。

【第19回朝日町小中学校児童生徒ひめさゆり俳句大会】

佐竹伸一氏選 佳作「せおよぎではたが見えたぞあと三かき」 大谷小5年 堀大樹
 佳作「花火たち夜空の上で大さわぎ」 大谷小5年 高田瑠奈

町県民税申告相談日程表

▶日程表

月日	曜日	地区名	会場	月日	曜日	地区名	会場	
2月7日	火	杉山 宇津野	開発センター	27日	月	大谷三 大谷六 中沢	秋葉山交遊館	
8日	水	本町 松原		28日	火	栗木沢 大暮山		
9日	木	西町 西原		3月1日 (午前のみ)	水	大谷一 舟渡		
10日	金	栄町 大町		西部公民館	2日	木	西船渡 能中 高田	開発センター
13日	月	助ノ巻 新宿			3日	金	四ノ沢 大滝 今平	
14日	火	前田沢 緑町			6日	月	古槇橋 送下 芦沢本	
15日 (午前のみ)	水	元町 雪谷			7日	火	小原 平大 隅大船木	
16日 (午前のみ)	木	石須部 立木 白倉			8日	水	宿沼 向通 川	
17日	金	太郎一 太郎二 太郎三	9日		木	八ツ沼 大沼		
20日	月	常盤	▶受付時間 各会場とも ・午前9時～11時 ・午後1時～3時					
21日	火	松程						
22日 (午前のみ)	水	夏草沼 長沼						
23日	木	大谷四 大谷五						
24日	金	大谷二 大谷七 真中	秋葉山交遊館					

※会場前の番号札順に受付をいたします。電話等での事前予約は行っておりませんので、ご了承ください。
 ※開場前は外でお待ちいただくことになるため、8時30分以降においでくださるようお勧めします。
 ※2月15日(水)、16日(木)、22日(水)、3月1日(水)は午前中のみ受付となります。

▶予備日日程表

指定地区相談日に都合の悪い方、または、果樹等の精算書や申告資料が申告日まで間に合わない方は、予備日においでください。

月日	曜日	受付時間	場所
3月5日	日	午前9時～11時 午後1時～3時	受付：役場1階総合窓口 申告会場：開発センター2階ホール
3月10日	金		受付・会場ともに 開発センター2階ホール
3月13日	月		
3月14日	火		

※予備日は大変混雑します。できるだけ各地区指定日に申告をお願いいたします。
 ※今年の日曜相談日は、**3月の第1日曜日**です。お間違えのないようお願いいたします。

▶問合せ先 税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107

各種控除等について

○ふるさと納税等の寄附金控除を受けられる方

＜ふるさと納税ワンストップ特例制度について＞
確定申告の不要な給与所得者等が、寄附先自治体に申告特例申請書を提出している場合、翌年度の個人住民税所得割額から、所得税の控除相当額と住民税の控除額が税額控除されます。ただし、申告特例申請書を提出していても、以下の場合はワンストップ特例の対象外となります。(確定申告で寄附金控除を受けなければなりません)

- ①寄附先の自治体が6団体以上ある
- ②確定申告（住民税申告を含む）を行う必要がある自営業者等
- ③給与以外の所得（不動産所得、配当所得、一時所得、土地建物の譲渡所得等）がある
- ④医療費控除や住宅ローン控除の適用を受けるため確定申告をする など

○住宅借入金等特別控除を受けられる方

初めて住宅借入金特別控除を受けられる方は適用対象となる要件等がありますので、寒河江税務署で申告して下さるようお願いいたします。

【平成28年分の申告で初めて受けられる方の必要書類】

- ①住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②家屋の登記簿謄本または抄本
- ③工事請負契約書、売買契約書の写し
- ④家屋の新築または購入の年月日、家屋の新築工事の請負代金または購入対価の額および家屋の床面積を明らかにする書類またはその写し

※昨年度までは「家屋を新築または購入した方の住民票の写し」が必要でしたが、マイナンバーの導入により原則不要となりました。

【すでに特別控除を受けられている方で平成28年分についても受けられる方の必要書類】

- ①住宅資金に係る借入金の年末残高証明書
- ②税務署より送付されている住宅取得等特別控除証明書

○社会保険料控除を受けられる方

介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、被保険者ご本人ではなくとも、実際に保険料を支払った生計同一の方が「社会保険料控除」の適用を受けることができます。

○医療費控除を受けられる方

医療費控除は、申告者と生計同一のご家族の分をまとめて平成28年中に支払った医療費が10万円（所得の合計額が200万円までの方は、所得の合計額の5%）を超える場合、所得から控除することができます。次のものを準備してきてください。

- ①医療費の領収書（個人ごとの集計とその合計額）
- ②介護保険制度下での介護サービスの対価に係る証明書（介護老人福祉施設等より）
- ③おむつ代について医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」（6カ月以上寝たきり等の証明）が必要です。用紙が必要な方は税務町民課町民税収納係までお問い合わせください。

○障害者控除を受けられる方

障害者手帳等をお持ちでない方でも、介護保険の要介護認定を受けており一定の要件を満たす場合には、健康福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」により障害者控除が受けられます。認定書が必要な方は、健康福祉課福祉係（電話67-2156）にご相談ください。

○問合せ先

寒河江税務署 ☎86-2244
税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107



平成 29 年度（平成 28 年分）の主な改正点

○マイナンバー関係

平成 28 年分以降の申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類が必要となります。また、確定申告をされる方は、マイナンバーカードの写しまたは番号確認書類および身分証明書の写しを持参してください。なお、ご家族の分も確定申告をされる場合は、同様にご家族分の写しを持参してください。

マイナンバーカードをお持ちの方
<持参書類> マイナンバーカード ※確定申告をされる方は写しも必要です
マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方	
<持参書類> 番号確認書類+身元確認書類 ※確定申告をされる方はそれぞれの写しも必要です	
番号確認書類	身元確認書類
・通知カード ・住民票の写し ※番号の記載があるものなどのうちいずれか1つ	・運転免許証 ・保険証 ・パスポート などのうちいずれか1つ

○所得税及び住民税関係

<給与所得控除の改正>

給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が下記のとおり段階的に引き下げられることとなりました。

区 分	現 行	平成 29 年度 (平成 28 年分)	平成 30 年度以降
上限額が適用される給与収入額	1,500 万円	1,200 万円	1,000 万円
給与所得控除の上限額	245 万円	230 万円	220 万円

<金融所得課税の一体化による改正>

国債や地方債などの特定公社債の譲渡益について、非課税から申告分離課税に変更され、税制上、上場株式等と同様な取扱となります。（損益通算、繰越控除が可能）

また特定公社債等の利子は、源泉分離課税から申告分離課税に統一されます。

事業所得者等の申告における帳簿書類等の保存制度について

平成 26 年 1 月以降、白色申告者の場合でも事業所得等のある方は記帳及び一定期間書類の保存が必要となっています。

▶**対象者** 事業所得（営業・農業など）・不動産所得・山林所得などがある方
 ※住民税申告の方も含まれます。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入や経費を記載した帳簿（法廷帳簿）	7 年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5 年
書類	棚卸表その他決算に関する書類	5 年
	業務に関する請求書・納品書・領収書等	

▶**問合せ先** 寒河江税務署 ☎86-2244、税務町民課 町民税収納係 ☎67-2107